

## 第 4 章 災害復旧・復興計画



## 第1節 公共施設災害復旧計画

市及び関係機関は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

### 第1 復旧事業の方針

#### 1 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、市は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討する。

#### 2 災害復旧事業計画の作成と緊急査定への促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県又は市が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、市又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

#### 3 激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、市及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

#### 4 災害復旧事業の実施に当たっての留意事項

##### (1) 改良復旧の実施

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

##### (2) 計画的な復旧の実施

被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。

##### (3) ライフライン機関との連携

事業を実施に当たりライフライン機関との連携を図る。

##### (4) 暴力団の復旧事業への参入及び介入の排除

市は、県及び関係機関と連携し、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

##### (5) 国道における国の権限代行制度

指定区間外の国道の災害復旧にあたり、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当と認められる場合又は府県の区域の境界に係る場合においては、国の権限代行制度を活用する。

##### (6) 重要物流道路（代替・補完路含む）における国の権限代行制度

重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び市町村に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。

##### (7) 一級河川における国の権限代行制度

指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工

事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。

(8) 一級河川における独立行政法人水資源機構の権限代行制度

指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。

**5 災害復旧事業の促進**

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるように努める。

**第2 災害復旧事業計画の作成**

市は、県と連携し、住民生活の基盤として重要な役割を担う道路・河川等の公共土木施設等を災害復旧事業の対象とし、住民の意向を尊重しながら復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川災害復旧事業計画
- イ 砂防施設災害復旧事業計画
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ 道路災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 下水道災害復旧事業計画
- ク 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定に関する計画

市は、激甚と認められる災害が発生した場合、県と連携し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

### 第1 激甚災害に関する調査

#### 1 激甚災害の指定促進措置

市は、激甚と認められる災害が発生した場合、激甚災害又は局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を速やかに調査、把握し、早期の指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

#### 2 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

### 第3節 被災者の生活再建計画

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

災害から速やかな復旧を図るため、市は県及び関係機関と連携して次のとおり被災者措置を講ずる。

#### 第1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされ、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、家屋の被害程度について、市長が確認できる範囲の被害について証明するものであり、市は法第90条の2に基づき、罹災証明書を交付する。

また、災害が発生した場合において、公平な支援を効率的に実施するために必要があるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳「被災者台帳」を作成する。

##### 1 罹災証明書の交付

罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

##### (1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のもが罹災した場合においても、同様に対応する。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

##### (2) 被害家屋調査

##### ア 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

- ・関係職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。
- ・調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- ・調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに、車両、宿泊場所等の手配を行う。

##### イ 被害家屋調査の実施

被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

##### ・調査機関

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

##### ・調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

(3) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

市は、罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯当たり1枚を原則として被災家屋の罹災証明書を発行する。なお、罹災証明の様式は別に定めるところによる。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、止むを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。

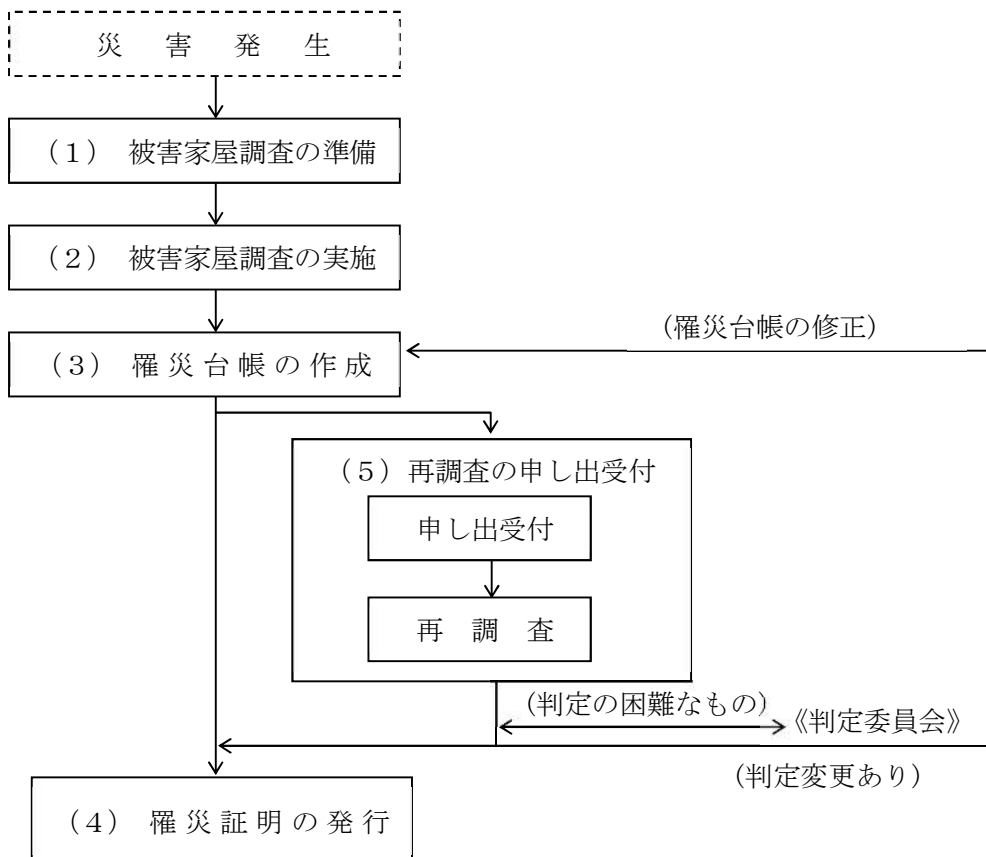
申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

(6) 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙・CATVの広報等により被災者への周知を図る。

■罹災証明発行の流れ



## 2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、災害救助法に基づく被災者救助が行われる場合、被災者台帳を作成するため、県に対し被災者に関する情報の提供を要請する。

## 第2 総合相談窓口の設置

市は、災害が発生した場合、被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

## 第3 就職、職業訓練の促進

被災者が災害のため収入の途を失い、他に就職する必要が生じた場合には、桜井職業安定所又は県に対して、その実情に応じ通勤地域において適職、求人の開拓を行い、又は広域職業紹介により広く就職の機会を求める等の方法により、就職あっせんの援助を行うとともに、職業訓練所の施設をもって職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の修得ができるよう依頼する。

## 第4 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久で良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

### 1 公営住宅の確保

市及び県は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、災害により住宅が滅失、又は消失した被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住宅の確保を図る。

### 2 民間賃貸住宅の紹介

市は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、県と連携し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

### 3 住宅の建設、購入、補修の融資

災害により住宅に被害を受けた者については、独立行政法人住宅金融支援機構の融資を受けることができる。

#### (1) 災害復興住宅資金

県及び市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、災害復興住宅資金融資適用災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

#### (2) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについて、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。



## 第5 援助資金の貸付等

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

※資料編 13-1 災害弔慰金及び災害障害見舞金参照

## 第6 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

※資料編 13-2 災害援護資金参照

## 第7 生活福祉資金の貸付

低所得者に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付を行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

※資料編 13-3 生活福祉資金参照

## 第8 母子父子寡婦福祉資金の貸付

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、奈良県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

※資料編 13-4 母子父子寡婦福祉資金参照

## 第9 被災者生活再建支援金の支給等

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活支援金を支給する。

※資料編 13-6 被災者生活再建支援金参照

## 第10 租税の徴収猶予及び減免

ア 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に係る徴税等の納入について、市条例に定めるところにより、徴収の猶予及び減免等の緩和措置を講じる。

イ 県は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法及び県条例に定めるところにより、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収の猶予及び減免等、適宜、適切な措置を講じる。

## 第4節 中小企業等支援計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、市は県の指導のもとに、資金対策に万全を期すよう努める。

### 第1 中小企業支援対策

市は、県と連携し、被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談の受付、ニーズの把握を行う。

また、県と連携し、再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を踏まえた産業復興への支援を行う。

被災した中小企業を早期に支援するため、市と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

### 第2 中小企業に対する金融支援

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるよう、県に依頼する。

- ア 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずること。
- イ 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行うこと。
- ウ 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大措置として、県資金の貸付又は損失補償等を行うこと。
- エ 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求めること。
- オ 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずること。

## 第5節 農林業者への支援計画

被災した農林業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、市は県の指導のもとに、経営の再建等のための融資の活用等の対策に万全を期すよう努める。

### 第1 農業災害に対する融資

#### 1 日本政策金融公庫の融資

- (1) 農林漁業施設資金（災害復旧）  
農林業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通
- (2) 農林漁業セーフティネット資金  
災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融通
- (3) 農業基盤整備資金（災害復旧）  
災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

#### 2 金融機関（農協、銀行等）が行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講ずる。（天災資金）

※資料編 13－7 融資制度参照

### 第2 林業災害に対する融資

#### 1 日本政策金融公庫の融資

- (1) 農林漁業施設資金  
個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通
- (2) 農林漁業セーフティネット資金  
災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融通
- (3) 林業基盤整備資金  
災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

※資料編 13－7 融資制度参照

#### 2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節第1 農業災害に対する融資制度 2 金融機関（農協、銀行等）が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通」の項目を参照。

## 第6節 義援金品等に関する計画

### 第1 義援金

#### 1 義援金の募集

市は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、市が保有する広報媒体、報道機関等を通じて国民への周知を図る。

#### 2 義援金の受付

市は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関が行う義援金受付業務に協力する。

#### 3 義援金の配分

ア 県は、義援金の配分について、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。

イ 委員会は、以下のことについて検討するものとする。

- ・配分金額
- ・配分対象者
- ・配分方法
- ・その他義援金配分に関すること

ウ 市は、委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分する。なお、市が独自に義援金を募集した場合、上記に準じて配分する。

### 第2 義援物資

#### 1 義援物資の募集

市は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは義援物資の募集を行う。また、その際報道機関等を通じて以下の内容について広報を行う。

ア 被災地において必要とする物資

イ 被災地において不要である物資

#### 2 義援物資の受付、保管

ア 義援物資の受付、保管は広報物流部物流班が行う。

イ 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じて延長する。

ウ 義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録し、受付事務が終了したときは県に報告する。

エ 大量の義援物資が予想される場合は、集積拠点においてボランティア等の協力により仕分けを行う。

オ 物資の集積、仕分け等が困難な場合は、県及び近隣市町村に協力を要請する。

#### 3 義援物資の配分

寄せられた義援物資は速やかに被災者に配分する。配分に当たっては、被災者名簿により被害状況、地区別に配分対象者を整理し、公平な配分を行う。なお、その際、要配慮者には優先して配分する。配分事務が終了したときは、その結果を県に報告する。

## 第7節 災害復旧・復興計画

### 第1 計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のため基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

市は、県と連携し、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、障がい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

### 第2 復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活をめざし、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

#### 1 県の復旧・復興基本方針と市の復旧・復興計画

##### (1) 県の復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の策定

県は、県下の市町村が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知する。

##### (2) 復旧・復興計画

市は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

#### 2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興に当たっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な業務を実施する必要がある。そこで、市は、県と連携し、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

#### 3 住民の合意形成

復旧・復興の主体は、市民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、市民の意見を反映させながら、復旧・復興のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、市民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

#### 4 県による技術的・財政的支援

市は、円滑に復旧・復興対策を実施することができるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を、県に対し要請する。

また、市は、早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を県に要請する。

### 第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、市は、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復旧・復興計画の策定
- (2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (4) 県の設置する復興基金への協力
- (5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (6) 被災者の生活再建の支援
- (7) 相談窓口等の運営
- (8) 民生安定上必要な広報
- (9) その他の復旧・復興対策

### 第4 特定大規模災害からの復興

#### 1 市の復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

#### 2 県の措置

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。